

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

内務省

国別政策および情報ノート

パキスタン：背景情報（国内移住を含む）

第 3.0 版

2020 年 6 月

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 評価..... | 5 |
| 1. 序..... | 5 |
| 1.1 本ノートの範囲..... | 5 |
| 2. 問題の検討..... | 5 |
| 2.1 信ぴょう性..... | 5 |
| 2.2 適用除外..... | 5 |
| 2.3 国内移住..... | 5 |
| 国別情報..... | 7 |
| 3. 歴史..... | 7 |
| 4. 地理および人口統計..... | 7 |
| 4.1 地理および人口統計の要点..... | 7 |
| 4.2 地図..... | 8 |
| 4.3 行政区画..... | 9 |
| 4.4 主要な人口集中地..... | 9 |
| 5. 憲法..... | 10 |
| 6. 政治制度..... | 11 |
| 7. メディアおよびコミュニケーション..... | 11 |
| 8. 腐敗..... | 13 |
| 9. 市民権および国籍..... | 13 |
| 9.1 市民権..... | 13 |
| 10. 正式文書..... | 14 |
| 11. 社会経済指標..... | 14 |
| 11.1 経済および雇用..... | 14 |
| 11.2 財産権および居住権..... | 16 |
| 11.3 医療および医療問題..... | 17 |
| 11.4 社会福祉..... | 18 |
| 11.5 人道的状況..... | 20 |
| 12. 市民社会組織..... | 21 |

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 13. 移動の自由 | 22 |
| 13.1 法的権利..... | 22 |
| 13.2 制限..... | 22 |
| 13.3 国内移動..... | 22 |
| 13.4 交通ネットワーク..... | 23 |
| 13.5 テナント登録..... | 23 |
| 14. 出入国手続 | 24 |
| 14.1 空港審査..... | 24 |
| 14.2 出国管理リスト (ECL) | 24 |
| 15. 帰還者 | 24 |
| 15.1 帰還時の取扱い..... | 24 |
| 保護要求に関連する重要問題 | 25 |
| 16. 児童 | 26 |
| 16.1 教育..... | 26 |
| 16.2 児童虐待..... | 27 |
| 16.3 児童の婚姻..... | 28 |
| 16.4 児童労働..... | 28 |
| 16.5 婚外出生児..... | 28 |
| 17. 異教徒間の婚姻 | 28 |
| 18. 土地争い | 29 |
| 19. 所属政党 | 30 |
| 19.1 政党および参加..... | 30 |
| 20. 刑務所の状態 | 30 |
| 21. 宗教的少数派および民族的少数派 | 30 |
| 21.1 アフマディー教団..... | 30 |
| 21.2 冒涇..... | 30 |
| 21.3 キリスト教徒およびキリスト教への改宗者 | 31 |
| 21.4 ヒンズー教徒およびシーク教徒 | 31 |
| 21.5 シーア派イスラム教徒..... | 32 |
| 21.6 ハザラ | 32 |
| 22. セキュリティ状況および人道的状況 | 32 |

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

| | |
|-------------------------|----|
| 23. 性的指向、性自認および性表現..... | 32 |
| 24. 人身売買..... | 32 |
| 25. 女性..... | 33 |

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

評価

更新日：2020年6月25日

1. 序

1.1 本ノート の 範囲

1.1.1 本ノートは、パキスタンに関する一般的な背景情報を検討し、さらに、一般に、国家、「ならず者」国家または非国家主体から、迫害されるか深刻な危害を受ける十分な根拠に基づく恐怖を有する者が、パキスタン国内で国内移住できるか否かも併せて検討する。

2. 問題 の 検討

2.1 信ぴょう性

信ぴょう性の評価に関する情報については、「信ぴょう性および難民の地位の評価」に関する指針を参照。

2.1.2 意思決定者は、以前に英国査証その他の形態の在留許可の申請があったか否かについても確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接の前に調査しなければならない（「査証の一致、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護指令」を参照）。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性についても検討すべきである（「言語分析に関する庇護指令」を参照）。

2.2 適用除外

2.2.1 意思決定者は、適用除外条項の1つ（または複数）が適用されるか否かについて検討しなければならない。庇護申請者が難民条約の適用除外となる場合、人道的保護の付与も除外される。各案件は、その個々の事実および実体について検討しなければならない。

2.2.2 適用除外条項および制限付き在留許可に関する指針の詳細については、「難民条約第1条Fおよび第33条(2)に基づく適用除外」、「人道的保護」および「制限付き在留許可」に関する庇護指令を参照。

2.3 国内移住

2.3.1 庇護申請者が国家による迫害に関する十分な根拠のある恐怖を有する場合、国内移住してそのリスクを逃れられる可能性は低い。庇護申請者の恐怖がならず者国家主体の手による迫害か深刻な危害による場合、意思決定者は、当該庇護申請者が国内移住してそのリ

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

スクを逃れることができるか否かを検討しなければならない。

2.3.2 庇護申請者が非国家主体の手による迫害か深刻な危害を恐れている場合、一般に、国内移住してそのリスクを逃れることができる。

2.3.3 控訴裁判所が SC (ジャマイカ) 対内務大臣 [2017 年] EWCA Civ 2112 において判示したところによると、「評価作業を全体的に行うことを意図しているが…国内移住することが合理的であるか否かの全体的な問題に関連して、いかなる証拠の負担も基準も生じていない」(第 36 項)。

2.3.4 パキстанは多様な国家であり、推計総人口は 2 億 3,350 万 636 人 (2020 年推計) である。この国は、以下のように分かれている。

- ・ 4 つの州 — バロチスタン州、カイバル・パクトウンクワ州 (KPK)、パンジャブ州およびシンド州

- ・ 2 つの連邦直轄地域 — アザド・カシミール州およびギルギット・バルティスタン州

- ・ イスラマバード首都圏

人口 100 万～1,600 万人までの、多数の都心および大都市がある。カラチは、世界第 12 位の大都市で、特に民族も多様である (「地理および人口統計」を参照)。

2.3.5 法律は移動の自由を定めているが、一定の制限がある。例えば、セキュリティ上の理由でアクセスが制限される地域もある。国内移動は広範に行われ、一般化しており、主要都市はすべて主要な幹線道路で連結されている (「移動の自由」、「国内移動」および「交通ネットワーク」を参照)。

2.3.6 住宅が不足しており、一般的に費用を負担しきれないといわれているが、これは、貧困に加え、住宅金融が不足していることが原因である。都市人口の 74% が自己の住宅を即金で所有しているといわれているが、推計によると、都市住民の 30～50% が katchi abadis (スラム) に居住している。その大半が管理されていない非正規の居住地であり、公共サービス、インフラおよび社会施設に十分にアクセスすることができない (「財産権および居住権」を参照)。テナント登録は義務付けられており、現地の警察署で行われている (「テナント登録」を参照)。

2.3.7 多数の社会福祉計画が存在している。医療はすべての市民に無償であるが、施設の質は貧弱である。民間の施設は有料であり、支払い手段を有する者が利用できる (「社会福祉」、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「医療および医療問題」、「国別政策および情報ノート、パキスタン：医療および医療問題」を参照)。

2.3.8 意思決定者は、国内移住の妥当性、合理性を慎重に検討し、特定の者の個々の状況を十分考慮に入れなければならない(教育、雇用および住宅に関する情報については、児童 – 「教育」、「経済および雇用」、「財産権および居住権」を参照)。

2.3.9 一般に、「ならず者」国家主体および非国家主体を恐れる者は、パキスタンの他の地域に国内移住することができる可能性がある。ただし、これが合理的で、不当に厳しいものでないかどうかは、恐怖の性質および由来ならびに当該者の個人的状況に左右される。

2.3.10 民族的少数派および宗教的少数派、LGBTI 者、女性など、少数派集団の国内移住に関する情報については、関連する「パキスタン国別政策および情報ノート」を参照。

2.3.11 国内移住の検討および考慮に入れるべき要因に関するさらなる手引きについては、「信ぴょう性と難民資格の評価に関する庇護指令」を参照。

国別情報

第 3 章更新日：2020 年 6 月 25 日

3. 歴史

3.1.1 パキスタンの小史については、欧州庇護支援事務所 (EASO) の「出身国情報報告 – パキスタン、国の概要」および主要な日時の年表を含む BBC ニュースの「パキスタン、国の略歴」を参照。

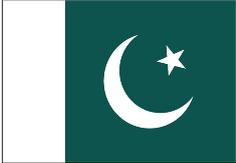
第 4 章更新日：2020 年 6 月 25 日

4. 地理および人口統計

4.1 地理および人口統計の要点

| | |
|--------|--|
| 国の正式名称 | パキスタン・イスラム共和国 |
| 面積 | 総面積：79 万 6,095 km ² 英国面積の約 3 倍 |

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

| | |
|--------|---|
| 国旗 |  |
| 人口 | 総人口：2億3,350万636人（男：1億1,896万1,332人、女：1億1,453万9,304人 - 2020年7月推計） |
| 首都 | イスラマバード |
| 他の主要地域 | 「主要な人口集中地」を参照 |
| 位置 | 南アジア、アラビア海に接し、インド（東）、イランおよびアフガニスタン（西）、中国（北）と国境を接している |
| 言語 | パンジャブ語（48%）、シンディー語（12%）、サライキ語（パンジャブ語の方言、10%）、パシュト語（別名パシュトゥー語、8%）、ウルドゥー語（公用語、8%）、バローチ語（3%）、ヒンドコ語（2%）、ブラーフイー語（1%）、英語（公用語、パキスタンのエリート層および官公庁職員のほとんどが共通語として使用）、ブルシャスキー語その他（8%） |
| 民族集団 | パンジャブ人（44.7%）、パシュトゥーン人（パターーン人）（15.4%）、シンド人（14.1%）、サライキ人（8.4%）、ムハジール人（7.6%）、バローチ人（3.6%）、その他（6.3%） |
| 宗教 | イスラム教徒（国教）（96.4%）（スンニ派85～90%、シーア派10～15%）その他（キリスト教徒、ヒンズー教徒など）（3.6%）（2010年推計） |

4.2 地図

4.2.1 CIAのワールド・ファクトブックが以下の地図を公表した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



4.2.2 他の地図：「ペリー・カスタンニエダ図書館地図コレクション、パキスタン地図」

4.3 行政区画

4.3.1 パキスタンは4つの州（バロチスタン州、カイバル・パクトウンクワ州（KPK）、パンジャブ州およびシンド州）、2つの連邦直轄地域（アザド・カシミール州およびギルギット・バルティスタン州、および首都圏（イスラマバード首都圏））に分かれている。

4.3.2 フリーダムハウスがパキスタンのカシミール州に関する2020年の報告で述べたところによると、「パキスタンのカシミール州は2つの領域として管理されている。アザド・ジャンムおよびカシミール（AJK）と、ギルギット・バルティスタン（GB）である。それぞれが議会と政府を選出し、限られた自治権を有している。ただし、国会の代表者その他のパキスタンの州における権利は有していない。また、パキスタンの連邦機関がセキュリティ、裁判所および最も重要な政策案件に支配的な影響を及ぼしている。2つの連邦直轄地域における政治は、最終的にはカシミールがパキスタンに接近するという考えを促進するように、注意深く管理されている。表現の自由および結社の自由ならびに政治活動のうち、パキスタンの政策に反するとみなされるものは制限されている。

4.4 主要な人口集中地

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

4.4.1 パンジャブ州は、最も人口が密集した州である。国連人間居住計画が述べたところによると、「2017年国勢調査で明らかになったところによると、総人口の36%が都心および都市周辺部に居住していた」。ただし、国連人間居住計画が同一の報告でさらに述べたところによると、この数字は、「都市地域の定義に関する意見の不一致および論争に起因して」、過小評価されている可能性が高かった。国連人間居住計画がさらに述べたところによると「10大都市は、都市総人口の過半数を占めている」。

4.4.2 パキスタン最大の都市群および推計人口は、2017年現在、以下のとおりであった。

- ・カラチ (1,491万352人)
- ・ラホール (1,112万6,285人)
- ・ファイサラバード (320万3,846人)
- ・ラワルピンジ (209万8,231人)
- ・グジュラーンワラー (202万7,001人)
- ・ペシャワール (197万42人)
- ・ムルタン (187万1,843人)
- ・ハイデラバード (173万2,893人)
- ・イスラマバード (101万4,825人)
- ・クエッタ (100万1,205人)

4.4.3 カラチの公式の人口は2017年の国勢調査に基づいているが、2020年には、カラチの人口は1,600万人を超え、世界第12位の大都市になった可能性が高い。カラチの人口は、パキスタン全土から集まった多数の民族言語集団からなっている。

第5章更新日：2020年6月25日

5. 憲法

5.1.1 憲法の全文および修正事項については、「パキスタン・イスラム共和国憲法」を参照。

第6章更新日：2020年6月25日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

6. 政治制度

6.1.1 パキスタンの政治構造に関する情報については、EASOの「出身国情報報告－パキスタン国家概略」およびオーストラリア政府外務貿易省（DFAT）の「国別情報報告、パキスタン」を参照。英連邦の「パキスタン：憲法および政治」は、2018年8月の国政選挙に関する情報を提供している。

6.1.2 選挙プロセス、政治参加およびパキスタンにおける政府の役割に関する情報については、フリーダムハウスの報告「世界の自由度（2020年）－パキスタン」を参照。また、アザド・カシミールおよびギルギット・バルティスタン地域については、「世界の自由度（2020年）－パキスタンのカシミール」を参照。

6.1.3 Bertelsmann Stiftungの変革指数（BTI）（2020年）は、2017年2月1日～2019年1月31日までの期間を網羅している。BTIは、137カ国における民主主義に向けた変革および市場経済ならびにガバナンスの質を評価している。BTIが報告で述べたところによると、

「パキスタンにおける政党および政党制度は弱体化し、国内的には、非民主主義的、人格主義的になり、個人または権力者に集中し、いつの間にかリーダーシップを目指す個人的競争に分裂する傾向がある」。

「全国に代表者を有する3大主要政党は、PTI（Pakistan Tehreek-e-Insaf（パキスタン正義運動）、パキスタン・ムスリム連盟ナワーズ派（PML-N）およびパキスタン人民党（PPP）である。イスラム政党は、主に都市地域およびカイバル・パクトウンクワ州に党員を有している。PML-Nは、シャリフ・ファミリーの独占的領分である。PPPは結党当初から、ラルカナのブット一家が世襲で議長職に就いている。ベーナズィール・ブットーの息子は、現在国会議員を務めている。さらに、次のような民族に基盤を持ついくつかの地域政党がある。例えば、アワミ国民党（ANP）、民族統一運動（MQM）はカラチに拠点を有しており、さらに、バルチスタン国民党（BNP）などがある。

第7章更新日：2020年6月25日

7. メディアおよびコミュニケーション

7.1.1 主要なメディア／コミュニケーションポイント

| | |
|----------|-----|
| 国際電話識別番号 | +92 |
|----------|-----|

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

| | |
|--------------|---|
| インターネット・ドメイン | .pk |
| 放送メディア | <p>テレビが支配的なメディアである。</p> <p>国営パキスタンテレビ放送協会 (PTV)</p> <p>民間テレビ放送局は許可されているが、民間の地上波放送局がないため、視聴者はケーブルテレビを経由して視聴している。</p> |
| 通信社 | パキスタン国営通信 (APP)、民営のパキスタン・プレス・インターナショナル (PPI) |
| 新聞 | <p>日刊ジャン — カラチに本拠を置く発行部数最大のウルドゥー語日刊紙</p> <p>ドーン — カラチに本拠を置く発行部数最大の英語日刊紙</p> <p>ザ・ニュース — ジャン・グループ発行の英語日刊紙</p> <p>ザ・ネイション — ラホールに本拠を置く英語日刊紙</p> <p>ザ・フロンティア・ポスト — ペシャワールに本拠を置く英語紙</p> <p>日刊アウシャフ — イスラマバードに本拠を置くウルドゥー語紙</p> <p>日刊タイムス — ラホールおよびカラチで発行の英語紙</p> <p>パキスタン・オブザーバー — イスラマバードに本拠を置く日刊紙</p> <p>ビジネス・レコーダー — 金融日刊紙</p> <p>パキスタン・アンド・ガルフ・エコノミスト — ビジネス週刊紙</p> <p>ザ・フライデイ・タイムス — ラホールに本拠を置く英語週刊紙</p> <p>ジ・エクスプレス・トリビューン — 日刊紙</p> |
| ラジオ | <p>パキスタン放送協会</p> <p>2019年現在、国営ラジオが30を超える局を運営。200近い商用許</p> |

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

| | |
|--|--|
| | 可を受けた民有ラジオ局は、プログラムを提供しているが、ほとんどが音楽とトークショーに限定されている。民間 FM ラジオ局は、独自のニュースを放送することができない。 |
|--|--|

7.1.2 パキスタン経済調査（2018～2019年）が述べたところによると、「2019年3月末までに、パキスタンにおける携帯電話加入者総数は、1億5,900万人に達し、2018年7月～2019年3月までの期間における加入者の純増は880万人であった。[略]ブロードバンドの加入者は、6,824万人に達した。[略]登録済みのテレビ受像機保有者数は、2019年3月31日現在、1,913万8,693人である」。

第8章更新日：2020年6月25日

8. 腐敗

8.1.1 トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数（CPI）（2019年）の格付け（公共部門における腐敗の認識レベルを0（ひどく腐敗）～100（非常に清廉）までの尺度で測定したもの）によると、パキスタンは、100のうちの32（これに対し、2018年は33）であり、180カ国中120位（1位は、腐敗が最も少ない）であった。トランスペアレンシー・インターナショナル・パキスタンの議長が、2020年1月付の報道発表で、腐敗の認識が増大したことを解明して述べたところによると、「上記の格付けでパキスタンのスコアが低下したが、これは、腐敗の増減を何も反映しておらず、標準誤差の範囲内（2.46%）に過ぎない」。

8.1.2 腐敗および不正文書に関するさらに詳細な情報については、国別政策および情報ノート「パキスタン：文書」を参照。

第9章更新日：2020年6月25日

9. 市民権および国籍

9.1 市民権

9.1.1 パキスタン市民権法（1951年）が定めるところによると、市民権は、以下による場合に獲得することができる。

- ・出生 — 市民権法第4条
- ・血統 — 市民権法第5条

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

- ・移民 — 市民権法第 6 条
- ・帰化 — 市民権法第 9 条
- ・婚姻 — 市民権法第 10 条

9.1.2 移民・パスポート総局のウェブサイトが発行した情報によると、パキスタンの市民権は「パキスタン国民と結婚した外国人女性」、「パキスタン市民の未成年の子ども（年齢 21 歳未満）」などの特定の条件を満たせば取得することができる。パキスタン国外で生まれたパキスタン国民の児童は、その血統によって市民となる。2000 年 4 月 18 日以降にパキスタン人の母親と外国人の父親の間に生まれた児童は、自動的にパキスタン市民とみなされる。パキスタン政府は英国を含む 19 カ国と二重国籍についての合意を交わしている。

9.1.3 市民権に関連する文書に関する情報については、国別政策および情報ノート「パキスタン：文書」を参照。

第 10 章更新日：2020 年 6 月 25 日

10. 正式文書

10.1.1 正式文書および不正文書に関する情報については、国別政策および情報ノート「パキスタン：文書」を参照。

第 11 章更新日：2020 年 6 月 25 日

11. 社会経済指標

11.1 経済および雇用

11.1.1 以下の表に、いくつかの要点を記載する。

| | |
|------------|----------------------------|
| 通貨 | パキスタン・ルピー (PKR) |
| 外国為替相場 | 1 英ポンド (GBP) = 199.288 PKR |
| 1 人当たり GDP | 5,567 米ドル (2018 年) |

11.1.2 職業別労働力 (2017 年における推計労働力は 6,400 万人)

- ・農業：42.3%

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

・工業：22.6%

・サービス業：35.1%（2015 会計年度推計）

11.1.3 パキスタン統計局の「世帯統合経済調査（HIES）（2015～2016 年）」によると、世帯当たり月収は、2 万 9,130.49 PKR（148.00 GBP）であった。農林水産業従事者（最大の職業別労働力）は、月当たり平均 6,112.46 PKR（31.00 GBP）を得た。

11.1.4 パキスタン経済調査（2018～2019 年）が、労働力調査（2017～2018 年）を引用して報告したところによると、失業率は、2017～2018 年に 5.79%に低下した。これは地域の平均を上回っていた。報告によると、インドは 2.6%、バングラデシュは 4.3%、スリランカは 4.4%であった。この調査が述べたところによると「2017～2018 年における文民労働力の総数は 6,550 万人であり、男性 5,074 万人、女性 1,476 万人から成っていた。このうち、6,171 万人（94.21%）が就業者で、379 万人（5.79%）が失業者であった」。

11.1.5 「ただし、雇用者連盟総裁（EFP）の Majyd Aziz 氏が 2019 年 10 月にエクスプレス・トリビューンに述べたところによると、

『失業率がそんなに低ければ（5.79%近い）、それは、パキスタンにおいては、労働力市場における新規参入者のほとんどすべてが職業を得ることができるということを意味していた。それは、人々にとって大きな喜びと幸せの源泉でなければならない。ただし、米国においては、4%の失業率は、完全雇用であるとみなされている』。Aziz 氏がさらに述べたところによると、『これ（5.79%の失業率レベル）は非現実的であり、パキスタンにおける失業率のようなものはないということを意味している』。

11.1.6 DFAT が報告で述べたところによると、「パキスタンは 2018 年、ビジネスのしやすさについては、190 カ国のうち 136 位であった。パキスタンのセキュリティの状況、エネルギー不足および規制環境が国内外の投資を阻み、経済成長に影響を及ぼしている。低成長の結果、パキスタンで人口が増大している若者に対する雇用機会が不足している。世界銀行の推計によると、パキスタンにおける若者の失業率は、この 10 年間にわたって、国全体の失業率を上回っている」。

11.1.7 パキスタンにおける平均生計費の指標については、2017 年 9 月付の「トランスファーワイズのブログ」を参照。これは、海外駐在員に狙いを定めたものである。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

11.2 財産権および居住権

11.2.1 パキスタン憲法は財産権を保護している。憲法第 24 条は「いかなる者も、法律に基づく場合を除き、強制的に財産を剥奪されない」と定めている。

11.2.2 国連経済社会文化権委員会（UNCESCR）が 2017 年 7 月の総括所見で述べたところによると、

「当委員会は、低所得家庭における適切な住宅の深刻な不足、および金融プログラムの不足を懸念している。また、多数の者が都市の非正規居住地（katchi abadis）において、法的保有なしに居住し、基本的なサービスに対するアクセスが制限されていることも懸念している。さらに懸念しているのは、都市地域において保有を確保できない者、さらには、ラホールにおける地下鉄オレンジ線プロジェクトなどの開発プロジェクトを遂行している地域に居住する者が、適正手続抜きで、適切な代替住宅か補償もなしに、強制的に追い立てられることになるということである」。

11.2.3 国連人間居住計画がパキスタンにおける都市の状況に関する報告（2018 年）で述べたところによると、

「パキスタン（特に都市部）には『住宅問題』があるということが、一般的な合意になっている。パキスタンにおける現在の住宅不足は 1,000 万軒で、今後 10 年間で倍増すると予測されている（既存住宅ストックのいくつかが減耗することも含む）。最新の統計によると、パキスタンにおいて毎年建設する住宅の総数は、15～30 万軒の間であり、すべての推計が指摘しているところによると、正式な供給は新たな需要の 50%未満しか満たしていない」。

「パキスタンにおける住宅は、費用を負担しきれない状態も日常化している。これは貧困が原因であり、さらに公式の住宅融資が不足していることにも起因している。同時に、語られているところによると、大多数が『スラム』または『katchi abadis』（文字どおり、一時的居住地）に居住していることから、低品質と過密がスラム（特に、非正規居住地）の総称になっている。推計によると、都市住民の 30～50%が katchi abadis に居住している」。

「大半の katchi abadis は公有地にあり、保留地か未使用／余分の土地で、最初の入植が気付かれないままに行われたか、対価を大目にみてもらったものである。ただし、許可を得ていないために非正規の居住地であり、公共サービス、インフラおよび社会施設に十分にアクセスすることができない」。

11.2.4 ただし、国連人間居住計画が報告でさらに述べたところによると、katchi abadis の中には、州政府が管理し、所有権に加え、引き続き居住する権利を付与するとともに、インフラやサービスを提供するか改善しているところもある。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

11.2.5 国連人間居住計画が報告でさらに述べたところによると、住宅は一般に費用を負担できない状況にあるが、都市人口の74%が自己の住宅を即金で所有しており、さらに、政府職員が多数居住する都市（イスラマバード、ラワルピンディなど）には、家賃無償か、多額の補助が付いた住宅がある。

11.2.6 BTI が 2020 年国別報告で述べたところによると、「実際には、パキスタンにおける土地の分配は著しく歪んでおり、地主の5%が土地の64%を所有している。小規模地主の65%が合計で所有しているのは、国土の15%である」。

11.3 医療および医療問題

11.3.1 国連経済社会文化権委員会（UNCESCR）が 2017 年 7 月の総括所見で述べたところによると、「当委員会は次のことを懸念している。医療部門に配分された公的資金が非常に低水準であること、国民健康保険プログラムの補償範囲が不十分であること、公衆衛生システムが弱体であるため、民間の医療サービスに大きく依存することになること。特に懸念しているのは、妊産婦および幼児の死亡率が高いことである」。

11.3.2 国際労働機関（ILO）が 2019 年の報告で述べたところによると、

「一般に、病院の救急センターにおけるサービスは、（救急サービス利用者に薦めるテストを含む）無償であることになっている。医薬品は、無償かごくわずかな費用で病院の調剤室から入手できることになっている。外来患者には、ごくわずかな手数料を課すことになっているが、医薬品は、一般の薬局から提供することになっている。入院患者用の施設は、通常は有償であるが、民間医療施設の費用と比べても、ごくわずかである。連邦政府は、無償の予防接種計画も全国で運営しており、女性医療従事者のネットワーク（LHW）を提供している。このプライマリ・ヘルス・ケア従事者は、コミュニティレベルで従事し、プライマリ・ヘルス・ケア、家族計画および疾病予防に関連する助言および基礎的サービスを提供している」。

「パキスタンにおける健康保険に関する公的政策では、すべてのサービスが利用可能でなければならぬと断言しているが、実際には、公的医療施設は、資源が乏しくなりがちである。要員が出勤していること（特に医師がいること）については、多くの施設では確実になっていない。差し迫った固有の課題は、機器と検査施設が乏しいという現状であり、その結果、公的医療施設を利用することが苦行になっている。それにもかかわらず、予防接種拡大計画（EPI）は、国民全員を網羅する政府の旗艦的計画であり、成功したことが広く認められており、予防接種率が著しく向上したと高く評価されている」。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

11.3.3 DEAT が報告で述べたところによると、「パキスタンにおける基礎的な医療は無償であるが、能力の限界、資金不足、腐敗、低経済成長および全体的なガバナンス問題が重なり合って、質が低下し、利用しにくくなっている。[略] パキスタンの富裕層は、質の高い民間の医療を受けることができる。農村地域では、医療サービスを利用しにくくなっており、インフラと交通機関の不足によってさらに悪化している」。

11.3.4 2020年4月、ACAPS（人道上のニーズを分析し、評価する独立した非営利の専門家集団）が述べたところによると「特に、難民およびIDPでは、医療へのアクセスが制限されている。医療のインフラおよび監視システムが貧弱で、家庭および病院における衛生習慣が乏しく、地域社会に公衆衛生運動に対する懐疑心があることから、デング熱、HIV、ポリオなどの病気が勃発するようになっている」。

11.3.5 BTI が 2020 年国別報告で述べたところによると、

「国営の健康保険計画が、前政権の下で 2015 年末に導入された。これは、貧困ライン未満で生活している者を支援するように設計されている。当初は、主にパンジャブ州の一部、バロチスタン州および FATA で適用されたが、2018 年初めに、合計 38 地区にまで拡大され、加入者は 300 万人を超えた。この計画には批判があり、中には、十分なサービスを受けていない者に不十分な医療サービスしか提供していないという、基本的医療問題を述べているものもある。ただし、この健康保険計画には、さらなる体系的な評価が必要である」。

11.3.6 コロナウイルスのパンデミックに対するパキスタン政府の対応に関する情報については、「COVID-19」に対する専用のウェブサイトを参照。

11.3.7 さらに詳細な情報については、国別政策および情報ノート「パキスタン：医療および医療問題」を参照。

11.4 社会福祉

11.4.1 UNCESCR が 2017 年 7 月の総括所見で述べたところによると、

「当委員会は、締約国における社会保障（拋出型、非拋出型、公共、民間の制度を含む）に関する包括的な情報が欠けていることを残念に思う。労働者の大半（公式経済の従事者を含む）が、社会保障制度で補償されていないことを懸念している。例えば、従業員老齢年金機構の加入率は極めて低く、10%未満である。締約国が社会的保護の最低限度を設けていないことも懸念している」。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

11.4.2 UNCESCR が同一の報告でさらに述べたところによると、

「この 15 年間で貧困の水準が低下したことは認めるが、当委員会は、締約国において、特にシンド州、連邦直轄部族地域、バロチスタン州などの地域では、貧困な生活を続けている者の割合が極めて高いことを懸念している。ベナジル所得支援計画を採択し、その対象が徐々に拡大していることは歓迎するが、次のことを引き続き懸念している。100 万人を超える有資格者がまだ対象になっていないこと、受益者を特定するために用いるカットオフ・スコアが貧困ラインを反映するのではなく、むしろ締約国における財政力に基づいていること、さらに、付与される金額が受益者の十分な標準的生活を確保するのに十分ではないということ」。

11.4.3 BTI が 2020 年国別報告で述べたところによると、

「パキスタンにおいては、多数の社会的安全プログラムが存在しているが、人口の大多数は、貧困のリスクにさらされている。貧困率が下落しているか上昇しているかをめぐって、論争がいくつか起こっている。経済調査（2016 年）が述べたところによると、この統計は下落している。ただし、社会開発政策センターの分析概要は、この結論を退け、就業意欲喪失者その他の指標を指摘して、貧困率は上昇していると示唆している。社会保障制度は、ベナジル所得支援計画（BISP）、パキスタン Bait-ul Mal およびパキスタン貧困撲滅基金（PPAF）を含んでいる。パキスタン Bait-ul Mal は、非常に限定された基金を有しており、孤児および寡婦を支援している。世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、英国国際開発省（DFID）などの外国の資金提供者および個々の国が、パキスタンにおける社会的セーフティ・ネットに多額の資金を提供している。社会的セーフティ・ネットの主要計画である BISP は、絶対数でみて増大している。BISP は、2008 年に開始し、最貧層に無条件で送金し、さらに小学校通学支援のために、条件付きで送金している。IMF によると、ベナジル所得支援計画の登録者は、3 年間の拡大信用供与の期間中（2016 年に終了）に、150 万家族増加し、支給額は 50% 増加した。条件付き送金の効果は、上記よりは限定的であり、送金の規模も、通学費に比べて少ない。[略] イムラン・カーンのパキスタン正義運動は、2018 年以降に政権に就いたが、貧困の撲滅を大げさに強調している。

11.4.4 国際労働機関（ILO）が 2019 年の報告で述べたところによると、

「フォーマルセクターにおける労働者は、拠出金および税金を財源とする制度の一環として、年金を受給する。公共セクターの労働者は、文官年金を支給される。民間セクターの労働者は、従業員老齢年金機構（EOBI）の年金、さらには、労働者福祉基金（WWF）、従業員社会保障機構（ESSI）など、州に本拠を置く年金計画および非年金計画の年金にアクセスす

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

ることができる。これらは民間セクターが資金を拠出したものである。概して、インフォーマルセクターの労働者は、上記の制度の対象外になっている」。

11.4.5 以下の社会福祉制度は例示である。

11.4.6 「ベナジル所得支援計画 (BISP)」は、2008年7月に開始し、脆弱な家族のために貧困を撲滅することを目指していた。的を絞った無条件の送金計画は、もっぱら女性に提供している。BISPがウェブサイトで述べたところによると、「受益者は、最も恵まれず、排除され、置き去りにされた脆弱な社会部門で、最悪の貧困な暮らしを送っている。政治的好み、民族的アイデンティティ、地理的位置、信仰にかかわらず、経済的に困窮していることがBISPの受益者を選定する唯一の基準である。資格を有する受益者に、四半期当たり5,000PKRを送金している。

11.4.7 「Waseela-e-Taleem (WeT)」計画は、四半期当たり、児童1人につき750PKRを送金し、BISPの受益者の家族における4～12歳の児童が小学校に入学し、在籍するのを支援している。

11.4.8 パキスタン経済調査(2018～2019年)が述べたところによると、パキスタン貧困撲滅基金(PPAF)は、水、健康、教育および生計の技能に対して、マイクロクレジット融資および金融支援を提供している。パキスタンBaitul Mal (PBM)は、地区レベルで設立してから一貫して、次の者に金融支援を提供している。ジェンダー、カースト、信条または信仰にかかわらず、困窮者、寡婦、孤児、障害者、虚弱者その他の生活困窮者。

11.4.9 「労働者福祉基金(WWF)」は、産業労働者に住宅、健康および教育の支援を提供し、死亡および婚姻時の助成ならびに奨学金などの金融支援も提供している。

11.4.10 「従業員老齢年金機構(EOBI)」は、次の年金等を通じて、被保険者に金銭給付を行っている。老齢年金(退職した場合)、障害年金(恒久的障害の場合)、老齢助成金(被保険者が退職年齢に達したが、年金の最低基準を満たしていない場合)、および遺族年金(被保険者が死亡した場合)。

11.5 人道的状況

11.5.1 人道的状況に関する情報については、国内避難民(IDP)も含め、国別政策および情報ノート「パキスタン:セキュリティおよび人道的状況(過激派集団に対する恐怖を含む)」を参照。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

11.5.2 全体的な人道的状況に関するさらに詳細な情報および更新については、COVID-19も含め、リリースウェブの「パキスタンのページ」も参照。

第12章更新日：2020年6月25日

12. 市民社会組織

12.1.1 BTIが2020年国別報告で述べたところによると、

「パキスタンには、様々なコミュニティの利益を代表する団体および組織が無数にあり、これは労働組合、学生自治会、弁護士会、農民組合、記者組合および慈善組織を含んでいる。福祉団体は、公式・非公式を問わず、社会的支援の重要な源泉であり、ガバナンスの空白を埋めるか、セーフティ・ネットを提供することが多い。上記の第三セクターは、救急サービスおよび医療を提供する際にも、重要な役割を果たしている」。

12.1.2 ただし、USSD人権報告（2019年）によると、

「政府は、一連の政策を維持し、これによって、国際非政府組織（INGO）および国内のNGOが業務を遂行し、自らが活動しているコミュニティにアクセスする自由を絶えず蝕んでいた。INGO、国連機関および在外大使館は、あらかじめ異議なし証明書（NOC）の形態で政府の許可を要請してから、大半の国内出張を行い、特定のプロジェクト活動を遂行するか、プロジェクトに着手しなければならない。NOCの要請に対する政府の承認が遅いこと、財政的持続可能性を保つ必要があること、かつ、運営が不確実であることによって、INGOの活動は著しい制約を受けた。[略] 連邦政府および州政府の双方が、別個の登録制度、異議なし証明書その他の要件を通じて、外国資金による現地NGOのアクセスを同様に制限した。当局がNGOに義務付けたのは、まず異議なし証明書を取得してから、外国資金を受け入れ、行事のために施設を予約するか大学を使用し、微妙な人権問題に取り組むことということであった。外国資金を受領した現地のNGOが適切に登録した場合でも、政府は、異議なし証明書の要請を拒否することが多かった。国内のNGOは、必要な証明書をすべて保有している場合でも、引き続き、定期的な政府の監視および嫌がらせに直面する」。

12.1.3 BTIが2020年に公表した国別報告で述べたところによると、

「パキスタンには、重要な市民団体が数多くあるが、政府は、NGO（非政府組織）（特に、国際的なつながりを有するもの）に対して、ますます高圧的な態度をとるようになってきている。例えば、パキスタン内務省は、2017年11月に、約30のINGOに対して登録を拒否したと通知した。パキスタン人道フォーラムが述べたところによると、このINGOの活動によって

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

3,400 万人が利益を受けている。このうち、18 の INGO は、2018 年 10 月に活動の停止を命じられた。他の INGO の不服申立ては、本書執筆時点で係属中であった」。

12.1.4 ACAPS が 2019 年 10 月に述べたところによると、「2018 年の退歩(当局が 18 の NGO に対して、パキスタンにおける活動の停止を強制した)の後、2019 年にもアクセスの妨害は強まったままである。人道的活動は、政府が NGO の登録を遅らせ、プロジェクトの承認手続を厳しくしたために、妨げられたままである」。

第 13 章更新日：2020 年 6 月 25 日

13. 移動の自由

13.1 法的権利

13.1.1 憲法第 15 条は、パキスタンにおいて自由に移動し、居住する権利を保障しているが「公益上法律が課す合理的な制限に従う」。

13.2 制限

13.2.1 米国国務省が 2019 年の人権報告 (USSD 人権報告 (2019 年)) で述べたところによると、「元 FATA (連邦直轄部族地域) およびバロチスタン州の特定の地域へのアクセスに対する政府の制限は、セキュリティ上の懸念に起因することが多かったが、これによって移動の自由が妨げられた。政府は、『慎重な取扱いを要する』と指定している国の地域への旅行については、承認済みの異議なし証明書を要求した」。

13.2.2 DFAT が報告で述べたところによると、「政府および軍部は、元 FATA、カイバル・パクトゥンクワ州の国境地域、さらにバロチスタン州の一部に実際にアクセスすること、さらには、この地域の情報にアクセスすることを制限している」。

13.2.3 フリーダムハウスが世界の自由度 (2020 年) (2019 年を網羅) の報告で述べたところによると、「旅行することに加えて、住居、雇用または高等教育機関を変更できることに對して、いくつかの法的制限がある。当局は、セキュリティ上の理由で、国のいくつかの部分において国内の移動を日常的に妨げている」。

13.3 国内移動

13.3.1 DFAT がパキスタンに関する報告で述べたところによると、「国内移動は広範に行われ、一般化している。カラチ、イスラマバードおよびラホール of 巨大な都心には、民族的、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

宗教的に多様な人々が居住し、非国家主体による暴力から逃れるため、名前を伏せて暮らしている」。

13.3.2 国連人間居住計画がこの数十年間に起こった農村から都市への移動について述べたところによると、人々は、よりよい就業機会や、大都市で利用可能な教育その他のサービスへのアクセスを探し求めている。

13.4 交通ネットワーク

13.4.1 エンサイクロペディア・ブリタニカが述べたところによると、「主要な大都市はすべて、主要な幹線道路で連結されている。パキスタンは、中国を含む隣国のそれぞれと道路で連結されている。大多数の道路は舗装されている」。道路公団（NHA）の道路網は、47の幹線道路、自動車専用道路、高速道路および戦略的道路で構成されており、総延長は1万2,743 kmである。

13.4.2 エンサイクロペディア・ブリタニカが述べたところによると、「パキスタンの主要な鉄道路線は、1,000 マイル（1,600 km）を超えており、北のカラチからペシャワールまで、ラホールおよびラワルピンジを経由して運行している。他の主要な路線は、サッカールからクエッタまで北西に向かって分岐している」。

13.4.3 パキスタン国際航空（PIA）は、国営の航空会社で、欧州、中東、アフリカおよび東アジアに加えて、隣国のアフガニスタンに国際便を運航している。多数の小規模な地域航空会社およびチャーター便会社も国内便を運航している。重要な空港は、カラチ、ラホール、ラワルピンジ、クエッタおよびペシャワールにある。カラチ港、カシム港およびグワーダル港は、重要な港湾である。

13.5 テナント登録

13.5.1 カナダ移民難民委員会（IRB）の調査局が2018年1月23日付の回答で述べたところによると、テナント登録制度は、バロチスタン州、カイバル・パクトゥンクワ州、パンジヤブ州およびシンド州ならびにイスラマバード首都圏で導入された。調査局が照会した2つの情報源が指摘したところによると、テナント登録は義務付けられており、テナントの現地の警察署で行われた。

13.5.2 パキスタンにおけるテナント登録に関するさらに詳細な情報については、その実行、要件および手続き、執行に加え、この制度がそれぞれの州で機能する方法と、当局が

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

情報を共有するか否かも含めて、カナダ移民難民委員会（IRB）の「調査局回答」（2018年1月23日付）を参照。

第14章更新日：2020年6月25日

14. 出入国手続

14.1 空港審査

14.1.1 出国の際に要求される、空港における審査および文書に関する情報については、「パキスタン国別情報ノート：文書」を参照。

14.2 出国管理リスト（ECL）

14.2.1 国連人権委員会（UNHRC）が2017年8月付の総括所見で述べたところによると、

「当委員会は、締約国の出入国を管理する様々なリストが存在することに注目しているが、当該リストに関する情報が欠けていることを残念に思う。この情報に含まれるのは、リスト掲載の基準か根拠、氏名の掲載か抹消の手続き、さらには当該リストの悪用を防止するために利用可能な安全装置である。当委員会が懸念しているのは、出国管理リストを反対派の移動の自由を制限するために用いているという申立てがあること、さらには、パスポートを取り消し、押収するか、没収する際に基づくべき状況について、パスポート法第8条に定めがないということである」。

14.2.2 フリーダムハウスが世界の自由度（2020年）（2019年を網羅）の報告で述べたところによると、「外国旅行を制限する主要な手段は、出国管理リスト（ECL）であり、これによって、リストに氏名を掲載した個人がパキスタンからの公式の出国ポイントを利用するのをブロックする。このことは、セキュリティの脅威となる者や訴訟に直面している者も含むことを意味している。ただし、これは、反対派を管理するための手段として定期的に用いられている」。

第15章更新日：2020年6月25日

15. 帰還者

15.1 帰還時の取扱い

15.1.1 DFAT の報告によると、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

「実際には、帰還者は、有効な旅行書類によってパキスタンから出国する傾向にある。したがって、パキスタンの法律に基づく出入国法違反には問われない。有効な旅行書類を携えて自らの意思で帰還する者は、一般的には、パキスタンに帰国する他の国民と同様の手続きを受ける」。

「政府は、帰還者が到着した時点で、一時的な文書として『真正な帰還者証』を発行する。真正な帰還者は、目的地の国に入国した方法の如何を問わず、合法的にパキスタンから出国した者と定義される。非自発的に帰還するか、緊急の旅行書類で旅行する者は、到着時に当局から注目される可能性がある。MOI（内務省）は、帰還に失敗した者にインタビューし、出国が合法的であったとみなした場合は解放するが、非合法に出国していたとみなした者を勾留することができる。パキスタンにおける犯罪の容疑者とされるか被告となっている者は、合法的に出発したか否かを問わず、帰還時に事情聴取を受ける可能性がある」。

「DFAT は、非自発的にパキスタンに帰還した者が、一般的には、パキスタンから不正に出国したか、パキスタンにおける犯罪で指名手配されているか、外国滞在中に罪を犯したか否かを確認するために、帰国時に事情聴取を受けることを理解している。有効な旅行書類によってパキスタンを離れ、いかなる罪も犯していない者は、通常は数時間で解放される。パキスタンの出入国法に違反したことが判明した者は、通常は逮捕され、勾留される。上記の者は、通常は、家族が保釈金を支払うか、罰金を支払った後に、数日以内に釈放されるが、法律は実刑判決を規定している。パキスタンにおける犯罪によって指名手配されている者か、外国で重大な罪を犯した者は、逮捕され、再勾留されるか、仮釈放の形で警察に定期的に出頭するよう要求される可能性がある」。

15.1.2 USSD 人権報告（2019年）によると、「政府は、他国からパキスタンに強制送還された幾人かのパキスタン人の帰還を受け入れることを拒否した。政府は、上記の強制送還された者が外国のパキスタン大使館によって発行されたパスポートを所持していた場合でも、パキスタン市民であることを確認できないとして、この者が入国することを拒否した」。

保護要求に関連する重要問題

以下の問題は、網羅的であるということではなく、むしろ、保護請求に関連すると考えられる主要テーマということである。

本章更新日：2020年6月25日

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

16. 児童

16.1 教育

16.1.1 パキスタンの教育制度は、2020年2月付の世界の教育ニュースとレビュー(WENR)が記述しているところによると、

「パキスタンにおける教育は無償で、義務的である。これは、5～16歳までのすべての児童が、10学年までか、パキスタンにおける『大学入学許可』として言及しているとおりである。これは、憲法第25条Aで認められた権利である。ただし、[略]義務教育への参加は、特に、社会経済的に不利な状況に置かれた地域においては、決して普遍的なことではない。

「初等教育は、5年間(1～5学年)で、その後3年間のミドルスクール(6～8学年)、さらに4年間の中等教育が続くが、中等教育は、2年間の前期中等教育と2年間の後期中等教育に分かれている(5+3+2+2)」。

「民間教育は、パキスタンの初等とミドルの学校教育において、際立って目を引いている。資金不足の公共部門において、収容能力のギャップを埋めるのに役立っている。公的統計によると、初等学校における全生徒の約35%が私立学校に入学している」。

「パキスタンにおける多数の初等学校は、インフラの面を含め、質の不足にひどく苦しんでいる。最近の政府の数字は、この点に焦点を合わせているが、電気が通っているのは初等学校のわずか54%で、飲料水は67%、便所は68%にしかない。訓練を受けた教員が不足しており、さらに教員の欠勤は、その他最も頻繁に引き合いに出される問題である」。

「初等教育のカリキュラムに含まれているのは、通常、ウルドゥー語、英語、地域言語、数学、理科、社会科およびイスラム教である。ミドルスクールのカリキュラムは、初等教育のカリキュラムと同様の教科を取り入れているが、それに加えて、アラビア語、ペルシャ語などの追加の言語を導入することができる。ただし、特に、2010年に学校制度の管理を連邦政府から州に移譲して以降は、州の間でカリキュラムに相当な差が生じている可能性がある」。

16.1.2 国連人間居住計画がパキスタンの都市に関する報告 2018年で述べたところによると、

「パキスタンの都市においては、教育にいくつかの制度および方法が存在している。例えば、政府が資金を支援した教育機関を通じた公共部門の教育、教育者が所有し運営している民間の教育機関、宗教教育を提供している神学校などである。第18次憲法改正では、高等教育を州に移譲したが、初等教育および中等教育は、既に州における主題になっていた。政府

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

の教育制度があり、州の識字部門および教育部門を通じて機能している。政府の学校制度および大学制度は、主要都市を含む、4つの州すべてで存在しており、定められたカリキュラムおよび規制手続に従っている。教育委員会は、中等学校および後期中等学校の在学証明のために、生徒に試験を実施している。大学は、自治権を有する教育機関であり、様々な学問分野で専門的なプログラムを運営し、学位を付与している。パキスタン統計局の2015年の報告によると、登録済みの神学校が1万1,491校あった。神学校は、通常、最下層の青年を新規採用者として受け入れている」。

16.1.3 BTIが2020年国別報告で述べたところによると、「パキスタンの教育制度は、英語とウルドゥー語の教育に分割されている。盛大な *Madrassa* の教育も存在している。ミドル学級および前期ミドル学級の大半の児童は、ウルドゥー語の学校を選ぶが、この学校は政府が運営している。エリート層は、子どもを英語の学校に通わせているが、この学校は費用がかかり、大半の国民は手が届かない」。

16.1.4 以下も参照。

- ・国別政策および情報ノート「パキスタン：ジェンダーに基づく暴力におびえる女性」
- ・DFAT 国別情報報告、パキスタン

ヒューマン・ライツ・ウォッチ「娘に食事を与えますか、それとも教育しますか。パキスタンにおける少女教育の障壁」（2018年11月12日）

16.2 児童虐待

16.2.1 米国国務省が2019年の人権報告（USSD 人権報告（2019年））で述べたところによると、

「児童虐待は、広範に行われていた。雇用主は、親族の場合もあったが、家事使用人として働いている幼い少年・少女を虐待し、殴打し、長時間労働を強制した。こうした児童の多くは、人身売買の被害者であった。現地の当局は、児童を有害な伝統的慣行にさらし、少女を紛争と借金を解決するための奴隷とみなしていた」。

「政府は、2016年に、法律上罰せられるレイプの定義を更新した。それまでの定義である16歳未満の少女との性交を拡張し、少年を加えた」。[略]

「現地では、児童をポルノ、性的虐待、誘拐および残虐行為から保護する様々な法律が存在している。連邦法は、児童を売春やポルノ作品のために使用することを禁止していないが、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

児童ポルノは、わいせつ法に基づき違法である。リーガル・オブザーバーが報告したところによると、当局は、児童保護法をいつも執行しているわけではなかった」。

16.2.2 さらに詳細な情報および統計については、非政府組織の「Sahil」を参照。Sahil は、児童の保護に取り組み、特に児童の性的虐待に対抗している。

16.3 児童の婚姻

16.3.1 国別政策および情報ノート「パキスタン：ジェンダーに基づく暴力におびえる女性」を参照。

16.4 児童労働

16.4.1 児童労働が広まっているが、この慣行は法律で禁止されている。さらに詳細な情報については、児童労働の普及とこれに対する法律も含め、米国労働省の「パキスタンの児童労働および強制労働に関する報告」を参照。

16.5 婚外出生児

16.5.1 婚外出生児に関する情報については、国別政策および情報ノート「パキスタン：ジェンダーに基づく暴力におびえる女性」を参照。

17. 異教徒間の婚姻

17.1.1 イスラム法の下では、イスラム教徒の女性は、非イスラム教徒の男性と婚姻できない。イスラム教徒の男性は、イスラム教徒の女性か、「啓典の民」でキリスト教徒およびユダヤ教徒であると確認された女性と婚姻できる。イスラム教徒の女性と非イスラム教徒の男性との婚姻は違法であるとみなされるので、非イスラム教徒の男性は、イスラム教徒の女性との婚姻のために、イスラム教に改宗しなければならないことになる。

17.1.2 フリーダムハウスが世界の自由度（2020年）の報告で述べたところによると、「パキスタンのいくつかの都市地域においては、男女は、個人的な社会的自由を享受し、法律に頼ることができるが、国の大半においては、個人は、伝統的慣行によって、個人的行為（特に婚姻相手の選択）に対する社会的支配にさらされている。『名誉殺人』の慣行を廃止する試みが繰り返し行われてきたが、社会的（特に性的）タブーを破ったとして訴えられた男女の殺人は、依然として一般化しており、大半の事件は未報告のままで終わっている」。

17.1.3 婚姻法および恋愛結婚（見合い結婚とは対照的に、カップルが自ら選択した者と結

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

婚する権利を行使する)に関する情報については、国別政策および情報ノート「パキスタン：ジェンダーに基づく暴力におびえる女性」を参照。

17.1.4 カナダ調査局の移民難民委員会（IRB）が以下に関して行った回答も参照。

「パキスタン：スンニ派－シーア派間で婚姻する者の扱い、国の他の地域への移住が可能、州による保護が利用可能（2017年～2018年12月）」および「パキスタン：異なるカースト間の婚姻における家庭内暴力、被害者に対する州の保護および支援サービス（2015年～2019年1月）」

17.1.5 婚姻に関連する文書に関する情報については、国別政策および情報ノート「パキスタン：文書」を参照。

18. 土地争い

18.1.1 USAID が国別概要において財産権に関して報告し、2018年4月に改正したところによると、

「パキスタンにおいては、無断占拠および土地強奪が一般化している。都市化が進む地域では、住宅開発用地および個人による賃貸用地が不足しており、移住者は空き地に不法居住し、無断占拠することを余儀なくされている。パキスタンには、違法に土地を保有するか、土地所有権を主張する土地マフィアと呼ばれる個人および集団も存在しており、合法的か超法規的手段で真正な所有者から土地を奪っている。この問題に対処する取組みとして、2005年土地強奪防止法が制定された。証拠に関する新たな規則が2016年に制定され、同法の執行が改善された」。

18.1.2 パキスタン人権委員会（HRCP）が人権に関する2018年の報告で述べたところによると、「土地強奪および不法侵犯を防止するために、注目すべき取組みがいくつか行われたが、土地強奪、不法占拠、侵犯およびチャイナカット（住宅区画および商業区画において、公共の都市アメニティのために指定された土地の規模を変更し、使用すること）に関しては、2018年は、前年からあまり変化しなかった。手続きは、大小の町の双方で引き続き行われたが、国のより大きな都市では、それをはるかに凌ぐスピードと強度であった」。

18.1.3 トランスペアレンシー・インターナショナルが日付なしの文書で述べたところによると、「伝えられるところによると、いわゆる『土地マフィア』による土地強奪が、パキスタン（特に、イスラマバード、ラホールおよびカラチとその周辺）において、盛んに行われている。伝えられるところによると、住宅当局が不動産開発業者と共謀しており、民兵を雇

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

って土地を確保している」。

19. 所属政党

19.1 政党および参加

19.1.1 USSD が人権報告（2019 年）で述べたところによると、

「政党が選挙に参加することに関する制限については、いかなる報告も受けていない。ただし、テロリストに関係していることを理由として禁止された政党は除く。判事は、メディア規制機関に命じて、軍部または司法部に対して批判的な内容に対して憲法上の禁止を執行させ、政治家の演説または選挙関連の報道で『反司法部的』か『反軍部的』であるとみなすものを検閲することをメディアに強制した。報道の自由を監視する組織が報告したところによると、報道各社に直接次のような圧力がかかっていた。政治家に対する司法手続きに軍部の影響力が及ぶ可能性に関する内容を避けること。PML-N の指導部に関して肯定的な方法で報道することを慎むこと。大半の地域では、政党と候補者が選挙運動を組織し、選挙に立候補し、投票を求める権利に対する干渉はなかった。ただし、バロチスタン州における報告によると、治安機関と分離派集団が現地の政治組織（バロチスタン国民党、バロチスタン学生機構など）を攻撃した」。

19.1.2 DEAT は報告で、政治的意見および以下の政党に関する情報を提供した。パキスタン正義運動（PTI）、民族統一運動（MQM）、アワーミ国民党（ANP）。

19.1.3 政治分野における女性の参加に関する情報については、国別政策および情報ノート「パキスタン：ジェンダーに基づく暴力におびえる女性」を参照。

20. 刑務所の状態

20.1.1 国別政策および情報ノート「パキスタン：刑務所の状態」を参照。

21. 宗教的少数派および民族的少数派

21.1 アフマディー教団

21.1.1 国別政策および情報ノート「パキスタン：アフマディー教団」を参照。

21.2 冒流

21.2.1 冒流法および同法違反の罰則に関する表形式の概要については、国別政策および情報ノート「パキスタン：キリスト教徒およびキリスト教への改宗者」を参照。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

21.3 キリスト教徒およびキリスト教への改宗者

21.3.1 国別政策および情報ノート「パキスタン：キリスト教徒およびキリスト教への改宗者」を参照。

21.4 ヒンズー教徒およびシーク教徒

21.4.1 DFAT が報告で述べたところによると、

「2017年の国勢調査によると、人口の1.6%、わずか330万人余りがヒンズー教徒である。大半のヒンズー教徒は、シンド州において、主に自己完結型のコミュニティで暮らしている。ヒンズー教徒は、冒涇および教育に関連して、他の宗教的少数派と同様の問題に直面している[略]。また、インドおよび相互関係にある州に対する、支配的なコミュニティの態度にも影響を受けている」。

「主に自己完結型のコミュニティで暮らすことによって、社会的差別を一定程度緩和することができるが、裕福な高位カーストのヒンズー教徒は、貧困なカーストの者より多くの利益を得ている。カラチのヒンズー教徒は、ディフェンスおよびクリフトンなどの裕福な地域では安全に暮らしているが、貧困なヒンズー教徒は、上記の地域に住むことはできない」。

「DFATは、シンド州中心部におけるヒンズー教徒のコミュニティが直面している地域問題は分からない。シンド州北部においては、部族法で保護された犯罪集団が、ヒンズー教徒を、その宗教を理由とするのではなく、社会的に脆弱な集団として標的にしている。シンド州南部においては、多数派のイスラム教徒の間で宗教的保守主義が強まり、ヒンズー教徒に対する差別と暴力が増大(原文のまま)している。シンド州南部における大半のヒンズー教徒は、タールパーカーおよびウマルコートに住んでいる(推計では、タールパーカーの人口の70%、ウマルコートの80%がヒンズー教徒である)。タールパーカーは、干ばつおよび貧困に対して脆弱である。」

21.4.2 ヒンズー婚姻法(2017年)が施行され、同法がヒンズー教徒の女性および女兒を強制婚姻および改宗から保護することを目的としていたにもかかわらず、報告によると、イスラム教への強制的改宗と、イスラム教徒の男性との強制的婚姻が行われていた」。

21.4.3 HRCF が 2018 年の報告で述べたところによると、「この数年間、カイバル・パクトゥンクワ州におけるシーク教徒は、過激派集団の標的にされることが多かった。過激派は、イスラムの税金を納めなければ、悲惨な結果を招くことになるという、シーク教徒を脅迫した。何人かのシーク教徒が誘拐されたことがあり、中には、殺害され、財産を取り上げら

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

れた者もいた」。

21.4.4 HRCP が 2019 年の報告でシーク教徒に関連して講じたいくつかの積極的な措置について述べたところによると、「(2019 年) 11 月に、シーク教徒の巡礼者のためのカルタープールの回廊が成功裏に完成し、落成式が行われたことは、正しい方向へのもう 1 つの前進であった。パンジャブ観光警察が設立され、観光客に安全を提供した。また、カルタープールを訪れるシーク教徒の巡礼者を保護するために、パンジャブ観光警察の 100 名を超える職員がナロワ地区で任命された」。

21.4.5 上記の報告がさらに述べたところによると、「総督官邸の歴史上初めて、シーク教徒の職員である Pawan Singh Arora が 1 月にパンジャブ総督の広報担当官として任命された。数十年後には、シアールコート of 歴史的な Babey Di Beri Gurdwara が修復され、2 月に再開された。これによって、シーク派のコミュニティが宗教儀式を行うことができるようになった」。

21.4.6 ヒンズー教徒およびシーク教徒の婚姻法に関する情報については、国別政策および情報ノート「パキスタン：ジェンダーに基づく暴力におびえる女性」を参照。

21.5 シーア派イスラム教徒

21.5.1 国別政策および情報ノート「パキスタン：シーア派イスラム教徒」を参照

21.6 ハザラ

21.6.1 国別政策および情報ノート「パキスタン：ハザラ」を参照

22. セキュリティ状況および人道的状況

22.1.1 国別政策および情報ノート「パキスタン：セキュリティ状況および人道的状況（過激派集団の恐怖を含む）」を参照。

23. 性的指向、性自認および性表現

23.1.1 国別政策および情報ノート「パキスタン：性的指向、性自認および性表現」を参照。

24. 人身売買

24.1.1 米国国務省の「2019 年人身取引報告 — パキスタン」を参照

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。

25. 女性

25.1.1 国別政策および情報ノート「パキスタン：ジェンダーに基づく暴力におびえる女性」
を参照。